

## 羽生市立羽生南小学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 (基本理念)

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、ここの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

この考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起りうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、解決にあたる。

### 2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手の思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

ファミリー参観日は、人権についての授業を行い、例えば道徳の時間では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- (1) いじめを許さない、見過さない雰囲気づくりに努める。

ア 人権についての授業公開

2学期のファミリー参観において、人権についての授業を全学級で公開する。

イ あいさつ運動の実施

PTA役員によるあいさつ運動に、児童会も協力し、学校全体であいさつ運動を実施する。あいさつを通して、心の教育を推進する。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる教育活動

本校の特色ある教育活動を推進し、さらに、「健康な心や体などの基本的な生活

習慣の定着は、学習を支える基盤である」という立場に立ち、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育を推進するため、以下の教育活動を重視する。

① 小中一貫教育を中心として、その他の異校種との連携も積極的に展開する。

南中ブロックの小中一貫教育をさらに進めると同時に、保幼小連携、市内高等学校や埼玉純真短期大学との交流、B S T (The British school in Tokyo)との相互交流を充実させる。

② 自主マラソンや歯みがきの奨励

③ ボランティア活動の重視

④ 家庭学習や読書の推進

### (3) 豊かな体験活動

友だちや地域の方との様々な体験活動を通して、コミュニケーション能力の育成を図る。

① お年寄りとの交流

② 日本文化体験(茶道、華道、すもう、日舞、剣道、盆栽、その他)

③ 地域や指導者の特色を生かした体験 (いがまんじゅうづくり、ちゃんこなべ、その他)

④ その他

## 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

### (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめは本校のどの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子や心の変化を敏感に感じ取るために、日常的な観察、会話などのかかわりを重視し、鋭い感覚を身に付けるとともに、管理職への報告・連絡・相談を徹底する。

イ 生徒指導委員会、学年組織を活用し、個々のケースに応じて、的確に対応する。

ウ 児童向けの「学校生活に関するアンケート」を年間2回(7月と12月)に実施し、児童の悩みやいじめの実態について情報を得るとともに、いじめがあった場合の対応を図る。

エ 保護者向けのアンケートを年間2回(7月と12月)に実施し、保護者からの情報を得るとともに、要望等にも真摯に対応する。

### (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決を図る。

ア いじめを発見したときには、学級担任一人が抱え込むことのないよう、校長以下全ての教職員が協力して対応する。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童には毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童に対しても、いじめているのと同様であることを指導する。

エ 学校だけでなく、関係機関等や専門家と協力して解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒やすために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を図って、指導を行う。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を速やかに伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をしない。
- イ 学校や家庭になかなか話すことができないような状況の時は、「いのちの電話」等の相談窓口等の利用を検討する。

## 4 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

#### ア 生徒指導委員会

月1回の話し合いにおいて、校内の情報交換を行うとともに、共通理解・共通行動を図る。

#### イ いじめ防止対策委員会

いじめ問題発覚等の緊急時に、管理職・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・養護教諭・当該学級担任による校内委員会を設置する。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ問題やその他の緊急な生徒指導上の問題が発生したときは、校内組織と関係期間との連携が重要である。

教頭は、校長の指示により、迅速に組織を編成し、対応を図る。

※ P T A会長、羽生市教育委員会、羽生警察、主任児童委員、各町内会長等